

《日本の運転免許試験場のご案内》

★ 東京都管轄免許証の更新が可能な運転免許試験場

東京	鮫洲	03-3474-1374	茨城	029-293-8811
	江東	03-3699-1151	栃木	0289-76-0110
	府中	042-362-3591	千葉	043-274-2000
埼玉		048-543-2001	群馬	0272-52-1010

※横浜試験場：045-365-3111

★ 受付日 - 平日に限る。

- ※ 平日というのは、月曜日から金曜日までで祝日、年末年始等を除きます。
又、年末年始は、12月29日から1月3日までです。

★ 受付時間：08:30～15:00(11:00～13:00を除き) - 東京都以外の地域は確認してください。

★ 注意事項

- **必要な書類：韓国の免許証、持っているすべてのパスポート、免許証の翻訳公証、在留カード、住民票(必ず国籍が記入されているもの)**

※ 領事館での[免許証に対する翻訳公証]は、日本の免許にでの更新のために必要な書類の中の一つであります。この以外に必要な書類(運転経歴証明書、出入国記録証明書)等に対しては個人別に差異がありますので運転免許試験場に問い合わせして必要な書類を準備してください。

- **二種類以上(1種普通、2種普通、原付等)の免許を持っている方は運転免許経歴書(英文)を提出しなければなりません。**
- **パスポートを更新又は、新しく発給された場合等の理由で免許証の発給日(※注意:免許証の取得日ではない)より韓国で90日以上滞在した事実等を証明できない場合は出入国記録証明書を提出しなければならない。**

- ◎ 運転経歴証明書は韓国の警察署、出入国記録証明書は、領事館で発給することができます。

警視庁からのお願い

2009年9月一日から韓国の免許証を日本の免許証に切替を希望する方は、次の[運転経歴証明書(Certificated of Driver's License)]を提出しなければ免許証の切替が出来ない場合があります。

これは韓国の免許証が取消されたにも関わらず日本の免許に切替をし、日本の免許を不正に修得した事例が発生したため、不正修得防止のためにこれからすべての更新を希望する方は、**【運転経歴証明書(英文)】**を提出しなければなりません。

そして得に運転経歴証明書は、更新申請日が少なくとも**2週間(14日)**以内の**発行証明書**をお願いします。

<注意!!>

- パスポート上の出入国スタンプだけでは韓国の滞在機関が三ヶ月**(90日)**が**確認**できない場合は**免許証の更新が出来ません**。この場合、韓国の領事館で出入国記録証明書を取ってください。
- 又、運転免許証が破れたり、破損するなどカードに記録されている内容を正確に読み取れない場合は、日本の免許に切替することができないので韓国で新しく発給してから来てください。

【重要】 運転経歴証明書は韓国の警察署で必ず英文で発給してくださいハングル語で発給された場合はそれを日本語に訳して**領事館**で**翻訳認証**を受けてからの提出になりますので**非常に不便**です。